



報道関係者 各位

令和5年12月1日（金）

【照会先】

富山労働局総務部総務課

総務課長 今泉 潤

総務企画官 中川 謙承

（代表電話）076(432)2727

職員の懲戒処分について

富山労働局（局長 吉岡 勝利）は、以下の非違行為を確認したため、当該非違行為者に対し、国家公務員法に基づく懲戒処分を行った。

事 項	内 容
事案の概要	被処分者は、令和5年5月5日（金）、酒気を帯びた状態で自動車を運転し人身事故を起こし逮捕されたもの。
処分年月日	令和5年11月30日（木）
被処分者の所属 及び処分量定	富山労働局非常勤職員 停職6月間
再発防止対策	本事案を厳粛に受け止め、労働局内の全職員に対し法令の遵守及び交通事故防止措置の徹底を指示。